

九州大学日本ジョナサン・KS・チョイ文化館使用料金規程

平成30年度九大規程第63号  
制 定：平成30年11月 1日  
最終改正：令和 元年 9月 2日  
(令和元年度九大規程第36号)

第1条 九州大学日本ジョナサン・KS・チョイ文化館使用規則（平成30年度九大規則第44号）第10条に基づく日本ジョナサン・KS・チョイ文化館（以下「文化館」という。）の施設の使用料については、この規程の定めるところによる。

第2条 文化館の施設の使用料は、別表に定める額とする。

第3条 使用料は前納とし、所定の期日までに、経費の振替、九州大学が指定する口座への振込又は現金により支払わなければならない。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰すことができない事由により施設を使用できない場合にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年11月1日より施行する。

附 則（令和元年度九大規程第36号）

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

別表（第2条関係）

区 分	1時間当たりの単価 (1時間未満は1時間に切り上げる)
中山ホール	5,700円
ウィン・カム賓室	1,800円